

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 28 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市西長洲町二丁目6番1号

氏名 株式会社ナード研究所
代表取締役社長 土肥 幸生

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6482-7010

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ナード研究所
事業場の所在地	尼崎市西長洲町二丁目6番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3299 その他の製造業・他に分類されない製造業・他に分類されないその他の製造業
②事業の規模	売上高 26.0億円(令和5年度実績)
③従業員数	73名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙の通り		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物と特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を分別する（有機溶媒を含まない廃水は弱酸、弱アルカリに調整し、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物として分別する）。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取り組みを継続する。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(これまでに実施した取組) 当社で生じる特別管理産業廃棄物のほとんどが引火性廃油であり、実験で生じた種々の溶媒あるいは水溶液との混合物である。全て処理業者へ委託している。委託時に処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結してきた。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度実績）】	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビニル廃棄物を除く。)	64.2 t
	(今後実施する予定の取組) 以前より電子マニフェストを導入しており、活用を推進している。今後は産業廃棄物も含めた廃棄物を排出する場合は、原則として電子マニフェストを使用するよう社内でルール化する。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

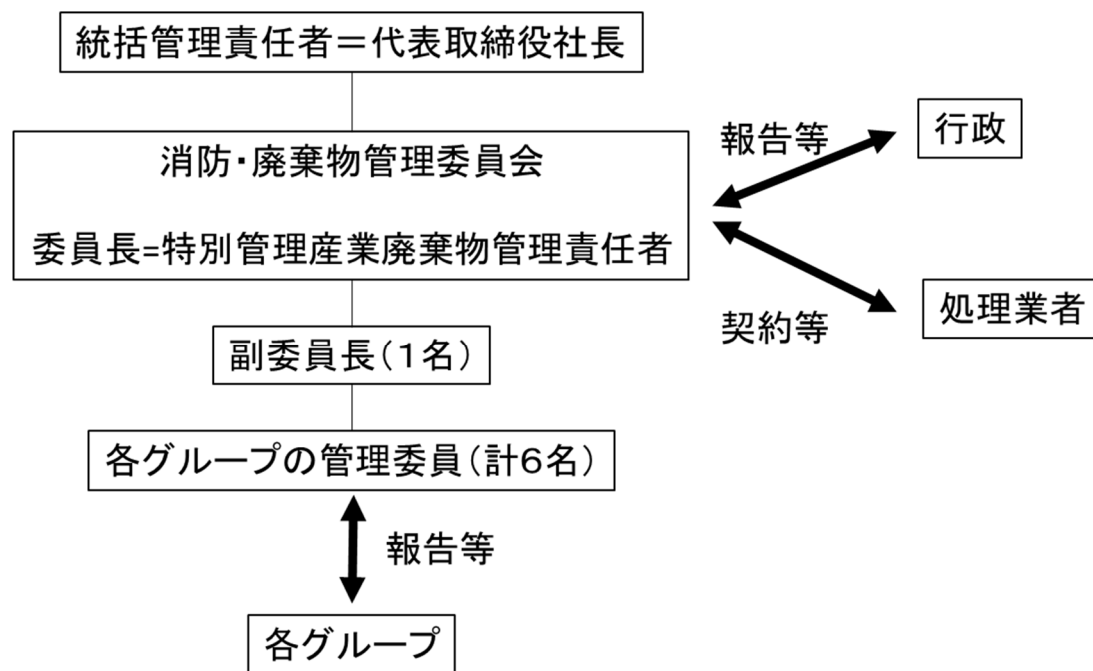
●特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

当事業場から発生する特別管理産業廃棄物は主に、引火性廃油、引火性廃油（有害）、強酸、強アルカリ、汚泥（有害）である。これらの発生量は約 65t/年であり、全てを三友プラントサービス株式会社及び早来工営株式会社、株式会社利昌へ処理の委託をしている。

少量多品種の引火性溶剤や試薬を使用しており、作業工程上分別が難しいことから、多くを特別管理産業廃棄物として委託処理している。

●特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制

（管理体制図）



(1) 管理組織

統括管理責任者・・・代表取締役社長

管理組織名・・・消防・廃棄物管理委員会

特別管理産業廃棄物管理責任者・・・消防・廃棄物管理委員会委員長

組織人数・・・7名（うち副委員長1名、各部署から管理委員を1名選出）

(2) 特別管理産業廃棄物の処理に係るマニュアル改訂および管理規程の作成を検討

(3) 教育

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、管理方法などを整理し、従業員等に定期的に教育を行う。

●特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項

当事業場には、化学実験を行う5つの研究開発グループがあり、各グループにおいて特別管理産業廃棄物の処理に関する具体的な取り組みと年間の排出予定量を設定する。よって、各グループの排出予定量の合計が当社の特別管理産業廃棄物発生量の目標となる。令和元年度の特別管理産業廃棄物発生量は前年度と比較して大幅に増加した。主な要因は有価物として販売していた廃溶剤が、諸般の事情により今後の取引ができず全て特別管理産業廃棄物として排出せざるを得なくなったためである。

排出の抑制、分別、再生利用に関する具体的な取組は下記の通りである。

具体的取組

(1) カラム精製時の廃溶媒量の削減

- ・カラム精製以外の精製法(再結晶等)の検討に努める。
- ・カラム精製時の充填材を必要以上に使用しない。
- ・カラム精製時の初期留出溶媒はできるだけ再使用する。
- ・カラム精製時の混合溶媒を余るほど作らない。
- ・ハロゲン系溶媒の代替に努める。

- ・単一溶媒系のカラム精製時の濃縮留去溶媒はできるだけ再使用する。

(2) 反応・抽出溶媒の削減

- ・少量予備検討時に反応溶媒量をできるだけ減らす検討を行い、大量スケール時の反応溶媒の削減に努める。
- ・不必要な回数の抽出を無くし抽出溶媒の削減に努める。

(3) 実験器具洗浄用溶媒の使用量の削減

- ・器具の洗浄は浸け置き洗浄や回収溶媒での1次洗浄を推進し、洗浄用溶媒の減少に努める。
- ・器具の洗浄時、最終洗浄は有機溶媒ではなく精製水を使用することを推進し、洗浄用溶媒の減少に努める。

(4) HPLC 溶媒の削減

- ・分析をしないときは流量を下げ、溶媒の無駄な使用を避ける。
- ・カラムは短いタイプや細いタイプの利用を推進し、溶媒使用量の削減に努める。

(5) 冷媒の再利用

- ・冷媒として使用したアセトンはできるだけ繰り返し使用する。
- ・冷媒として使用できなくなったアセトンは1次洗浄用に使用する。

○現状 前年度（令和 5 年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
排出量	47.9t	6.0t	3.9t	4.1t	2.2t	0.1t	0t	0t

○計画 令和 6 年度目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
排出量	47.5t	5.5t	3.5t	4.0t	2.0t	0.1t	0t	0t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度（令和 5 年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
自ら再生利用 を行った量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

○計画 令和 6 年度目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
自ら再生利用 を行った量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度（令和 5 年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
自ら熱回収 を行った量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理に より減量した量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

○計画 令和 6 年度目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
自ら熱回収 を行った量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理に より減量した量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○現状 前年度（令和 5 年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
自ら埋立処分又 は海洋投入処分 を行った量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

○計画 令和 6 年度目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
自ら埋立処分又 は海洋投入処分 を行った量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度（令和 5 年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類		7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 （有害）	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）	7427 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ （有害）
全処理委託量		47.9t	6.0t	3.9t	4.1t	2.2t	0.1t	0t	0t
	優良認定処理事業者へ の処理委託量	47.9	6.0t	3.9	4.1t	2.2t	0.1t	0t	t
	再生利用業者へ の処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者へ の処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者へ の処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

○計画 令和 6 年度目標

特別管理産業 廃棄物の種類		7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 (有害)	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油(有害)	7426 汚泥(有害)	7427 廃酸(有害)	7428 廃アルカリ (有害)
全処理委託量		47.5t	5.5t	3.5t	4.0t	2.0t	0.1t	0t	0t
	優良認定処理事業者へ の処理委託量	47.5t	5.5t	3.5t	4.0t	2.0t	0.1t	0t	0t
	再生利用業者へ の処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者へ の処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者へ の処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t